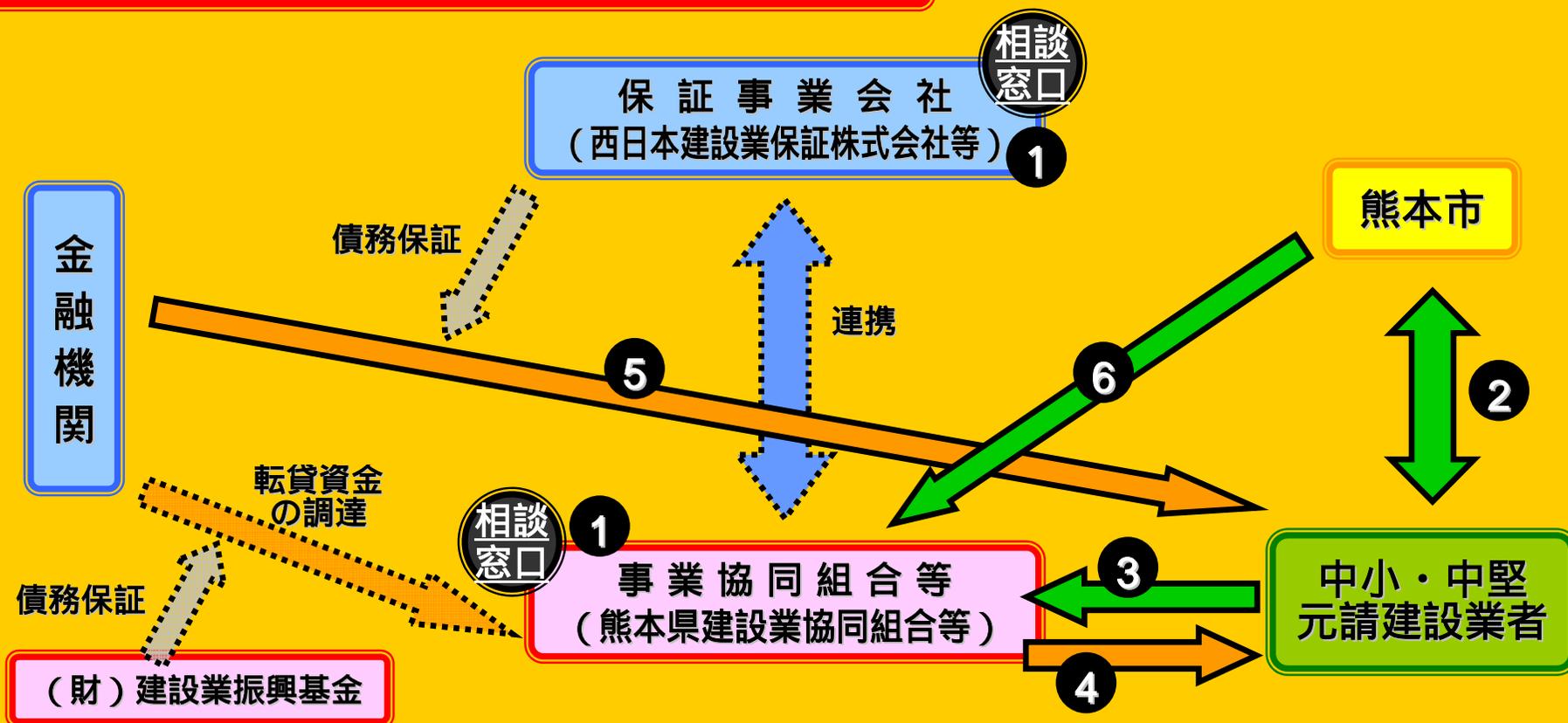


地域建設業経営強化融資制度の概要



建設業者の方々は、「保証事業会社(西日本建設業保証株式会社等)」又は「事業協同組合等(熊本県建設業協同組合等)」に融資の相談をします。

建設業者の方々は、「熊本市」に債権譲渡の承諾の申請を行い、承諾を受けます。

建設業者の方々は、工事請負代金債権を事業協同組合等(熊本県建設業協同組合等)に譲渡します。

建設業者の方々は、事業協同組合等(熊本県建設業協同組合等)から完成部分についての転貸融資を受けます。

建設業者の方々は、金融機関から未完成部分についての融資を受けます。(転貸融資のみを受けることも可能です。)

完成後、熊本市が工事請負代金を事業協同組合等(熊本県建設業協同組合等)に支払います。